

障害者雇用に関与する就労支援機器とその活用

～活用事例を踏まえた就労支援機器説明会（大阪）～

障害者雇用促進法の改正により、平成28年4月から障害のある方の雇用に関与し、事業主に合理的配慮の提供が義務付けられ、事業主は障害のある方が職場で働く際に支障となる事情を改善するための措置を講ずることが求められています。

障害のある方の働く際の支障を改善するには、職務遂行を容易にする就労支援機器を活用することが有効な方法の一つとされています。

今般、企業担当者、就労支援機関、特別支援学校のみなさまを対象に、就労支援機器の便利な使い方の解説、機器の操作体験、活用事例の紹介等を行う「就労支援機器説明会」を、下記のとおり開催することとしました。是非この機会にご参加ください。

■日時：平成30年9月27日（木）
14:00～16:00（受付13:30～）

「障害別に有効な機器の紹介と操作体験があり、理解が進んだ！」



参加者の声

「面接や職場実習などの機会でも機器を使えるので、就職できる可能性が広がります！」

■対象：企業ご担当者、障害者の就労支援に携わる行政機関・就労支援機関・特別支援学校の職員

■定員：50名程度

■参加費：無料

■内容：就労支援機器の貸出制度（無料）や活用例等の説明、就労支援機器の体験等



〈展示機器の例〉

- 拡大読書器（書類等の写真や文字を拡大して表示します。視覚障害のある方向け）
- 画面読み上げソフト（PCの画面情報を音声で読み上げます。視覚障害のある方向け）
- 集音・補聴システム（会議での音声等を集音し補聴器に送信します。聴覚障害のある方向け）
- 環境調整用具（感覚過敏を和らげ、落ち着いて業務に取り組みます。発達障害のある方向け）
- マウス補助具（マウスが握れなくてもPC操作を可能にします。上肢障害のある方向け）等

■場所：ポリテクセンター関西

摂津市三島1丁目2番1号

TEL：06-7664-0722（代表）

【交通のご案内】

- ・大阪モノレールでお越しの方
「摂津」駅下車 徒歩7分
- ・JRでお越しの方
「摂津市」駅下車 徒歩20分
- ・お車でお越しの方

北方面からは、中央環状線を南へ。味舌橋を越えて直ぐ側道に出て市役所の前を過ぎて左側へ。
南方面からは、中央環状線を北へ。鳥飼大橋を過ぎ、鶴野橋を越え側道に入る。陸橋の下を右側に回り、市役所の前を過ぎて左側へ。

※駐車場の数に限りがございますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。



■申込方法：本紙下欄（参加申込書）を郵送・FAX・電子メールで送付いただくか、申込先あて電話でお申し込みください。

■申込先：**電話の場合** TEL：043-297-9514
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部 雇用開発課（担当：佐藤・湯脇）

郵送の場合 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部 雇用開発課 あて

FAXの場合 FAX：043-297-9547

メールの場合 kiki@jeed.or.jp

※定員を超えた場合は、大変申し訳ありませんが、申込をお断りする場合がありますのでご了承ください。

■申込期間：平成30年9月13日（木）（必着）

障害者雇用に役立つ就労支援機器とその活用 ～就労支援機器説明会（大阪）～ 参加申込書

参加者ご所属 ・氏名・連絡先	ご所属	
	氏名	
	連絡先	電話番号： e-mail：

より充実した会にするため、下記事前アンケートにご協力ください。

Q1. どのような機器に興味がございますか？（複数回答可）

- 視覚障害者向け（ 拡大読書器 音声読み上げソフト 画面拡大ソフト その他）
 聴覚障害者向け（ 集音システム 音声認識ソフト その他）
 上下肢障害者向け（ パソコン周辺機器 音声認識ソフト その他）
 知的・発達障害者向け
 全般的な説明が聞きたい
 具体的な事例が聞きたい

Q2. その他、何かご質問・ご要望等ございましたら、ご記入ください。

[]

※この申込書により取得した個人情報は、当機構において適正に管理し、本説明会の開催および当機構の実施する事業主支援業務以外に使用いたしません。